一次審査等の実施について

平成31年3月29日 公益社団法人国民健康保険中央会

(1)「チェック要件の見直し」における今回の検討範囲について

○2017年度研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、チェック要件の見直しを行う必要がある」と提言されたチェックの内、「①サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化」のチェック内容について検討を行った。なお、以下の内容については、2019年5月審査に向けて対応を予定している。

エラーコード種類		見直し内容等	エラーコード件数	対応予定時期
チェック要件の見直	①サービス提供実績記録票の提出状	況に応じたチェック要件の細分化(※2)	3件	2019年4月予定
し対象のエラーコード (計68件)	②上限額管理事業所と関係事業所に	応じたチェック要件の細分化(※2)	5件	今後検討
(#100117		1. 定員区分に応じたチェックの見直し	7件(※1)	2018年4月済
		2. 夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し	1件	2018年4月済
		3. 送迎加算にかかるチェックの見直し	1件	2018年4月済
	②起型生ニに広じたチェールク亜ルの	4. 障害支援区分にかかるチェックの見直し	1件	対応不要(※4)
③報酬告示に応じたチェック要		5. 地域移行加算及び自立生活支援加算にかかる チェックの見直し	2件	2018年4月済
		6. 地方公共団体にかかるチェックの見直し(※3)	3件	今後検討
		7. 食事提供加算にかかるチェックの見直し(※3)	2件	今後検討
		8. 施設外支援にかかるチェックの見直し(※3)	2件	今後検討
	④基準値の超過状況に応じた	1. 派遣人数にかかるチェックの見直し	1件	2018年4月済
	チェック要件の細分化	2. 算定時間数にかかるチェックの見直し	1件	2018年4月済
	⑤契約情報の提出状況に応じたチェッ	ックの見直し	3件	2018年4月済
	⑥複数児童の上限額管理に応じたチ	ェックの見直し(※3)	1件	今後検討
	⑦受給者台帳の参照範囲の見直し(?	% 3)	7件	今後検討
	チェック要件の見直し不要		28件	_

- ※1 新たに6件のチェックの見直しを行っているため、実際に見直しを行ったエラーコード件数は合計13件
- ※2 制度改正・報酬改定によるシステム対応を優先したことで2018年度以降の検討とした項目
- ※3 インタフェースの見直し、または制度の取り扱いを確認したうえで検討するとされていた項目
- ※4 一次審査結果資料等の見直しに伴い、どの報酬でエラーとなっているかを確認できるようになるため見直しは不要とされていた項目

①サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化

(1)見直し内容

- ○請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の提出状況に応じて、チェック要件を細分化する。
 - ・サービス提供実績記録票の提出がない場合

:エラー

サービス提供実績記録票の提出があるが、受付審査、または資格審査にてエラーとなった場合:警告(重度)

【見直し対象としていた3コード】

No	エラーコード	エラーメッセージ			
1	PP15	※支給量:明細書のサービスに該当する実績記録票がありません			
2	PP70	※支給量:明細書のサービスに該当する様式18-1がありません			
3	PP71	※支給量:明細書のサービスに該当する様式18-2がありません			

【見直し内容】

No	分類	見直し後のチェック概要	対象
1	サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化	サービス提供実績記録票が提出されていないのか、サービス提供実績記録票は提出されているが受付審査、または資格審査でエラーとなっているのかを区別できるようチェック内容を細分化する。	PP15 PP70 PP71
2	経過的生活介護及び経過的施設入 所支援のサービス提供実績記録票 の存在チェック	現在、経過的生活介護及び経過的施設入所支援については、サービス提供実績記録票はシステム化されていないため、紙で市町村へ提出することとなっているが、一次審査においてPP15が発生する。 経過的生活介護及び経過的施設入所支援に対するサービス提供実績記録票が存在しないことにより生じている「警告」であることが明確にわかるようチェック内容を見直す。	PP15
3	サービス提供実績記録票の提出が 不要な加算のみ算定される場合にお ける存在チェックの見直し	サービス実績記録票の提出が不要な加算のみを請求する場合においては、PP15が発生しないよう一部の加算(利用者負担上限額管理加算、処遇改善加算等)について回避処理を行っている。 精神障害者退院支援施設加算、関係機関連携加算についても、同様の対応を行う。	PP15

(2)対象エラーコード

N	エラー	コード	diction 8°	判定	レベル ※1
No	既存	新規	メッセージ	見直し前	見直し後
	PP15		※支給量:明細書のサービスに該当する実績記録票がありません		_
		PP88	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません	1	警告 (エラー移行対象)
1		PP89	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなって います	1	警告(重度)
		PQ79	▲支給量:経過措置該当サービスのため、実績記録票が届いていません	1	警告(重度)
	PP70		※支給量:明細書のサービスに該当する様式18-1がありません	警告	_
2		PP84	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1) が届いていません	1	警告 (エラー移行対象)
		PP85	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1) が一次審査でエラーとなっています	1	警告(重度)
	PP71		※支給量:明細書のサービスに該当する様式18-2がありません	警告	_
3		PP86	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2) が届いていません	_	警告 (エラ一移行対象)
		PP87	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2) が一次審査でエラーとなっています	_	警告(重度)

※1 見直し前:サービス提供年月2019年3月以前 見直し後:サービス提供年月2019年4月以降 2. 新たなチェックの追加について

2. 新たなチェックの追加について

(1)「新たなチェックの追加」における今回の検討範囲について

〇2017年度研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、拡充する必要がある」と提言されたチェックの内、「⑥計画相 談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック」の具体的なチェック内容について検討を行った。

チェック項目	チェック内容	対応方針	インタフェース 変更あり	対応予定時期
①基準該当事業所の 報酬に対する算定 要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものが あるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。		2018年 4月済(※1)
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。 (請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等)	<通所系サービス> 請求情報間での不整合のためエラーとする。 <入所系サービス> 警告(重度)とする。 ※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。		2018年 4月済(※1)
③同一日・同一利用 時間帯の重複サー ビス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを 利用していないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、 どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。		2018年 4月済(※1)
④上限額管理対象外 受給者の利用者負 担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。		2018年 4月済
⑤同一世帯における 複数児童の上限額 管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を 受けている場合の上限額管理結果票を伝送にて受信できるよ うにし、請求明細書との整合性をチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、警告(重度)とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまい、影響が大きいと想定されるため。	•	今後検討
⑥計画相談支援給付 費請求書等のモニ タリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対 するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告(重度)とする。	•	2018年 10月 一部済(※2)
⑦受給者台帳(支給 決定情報)の参照 範囲の見直し	月途中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効 な台帳とするように参照範囲を見直す。	インタフェースの見直しを含め受給者台帳(支給決定情報)の 決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直し た上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。	•	今後検討
⑧各種加算にかかる 算定要件チェック の強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インタフェースの見直し(項目追加等)を行い、各種加算(送迎加算、事業所内相談支援加算等)の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき 内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。	•	今後検討

^{※1} 平成30年度制度改正・報酬改定等の内容については、段階的にチェック拡充予定

^{※2 2018}年10月、2019年度以降の2段階にチェックの実施内容を分けて、段階的にチェック拡充予定

2. 新たなチェックの追加について

⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック

(1)追加内容(2018年10月対応分)

〇継続サービス利用支援費及び継続障害児支援利用援助費を算定する場合、計画相談支援給付費請求書等に設定されているモニタリング日の年月に対する受給者台帳(モニタリング情報)のモニタリング対象月に、「2:有り」が設定されていることをチェックする。(受給者台帳(モニタリング情報)が存在する場合のみチェックする。)また、2019年度以降、モニタリング予定月の翌月請求を考慮したチェックを警告(重度)として追加することを検討する。

【計画相談支援給付費請求書情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	モニタリング日	•••
2018.10	991111	9930011111	990000001	2018.10.10	

【受給者台帳(モニタリング情報)】

モニタリング モニタリング サイカ														
文桁 1	対象年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	•
990000001	2018	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	• • •
990000001	2019	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	• • •

モニタリング日の年月に対するモニタリング対象月が「2: 有り」でない。

※モニタリング予定の有無を設定する(1:無し/2:有り)

【対象エラーコード】

NI.	エラー	エラーメッセージ		新規/変更区分		
NO	<u>"</u> П			変更		
1	EH02	▲資格:モニタリング日の年月に一致する受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続サービス利用支援費は算定できません	0		*	
2	EH03	▲資格:モニタリング日の年月に一致する障害児支援受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続障害児支援利用援助費は 算定できません	0		*	

※第三段階でのエラー移行に向けた検討対象コード

3.「警告」から「エラー」への移行について(第一段階)

3. 「警告」から「エラー」への移行について(第一段階)

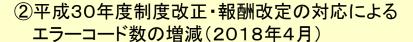
(1)第一段階の移行対象エラーコード数

○2017年度研究会報告書にて示されていた116コードに加え、「新たなチェックの追加」や平成30年度制度改正・報酬改定への対応、第二段階への見直し及び一部エラーコードを移行対象外とすることで149コードを移行対象とし、2018年11月審査よりエラーへの移行を行った。

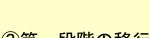
(対象のエラーコードは、「参考資料No2-2「警告」から「エラー」への移行に向けた検討対象エラーコード」を参照。)

①2017年度研究会報告書の移行対象エラーコード数

移行時期	エラーコード数
第一段階(2018年11月)	116コード
第二段階	154コード
移行対象外エラーコード	0コード

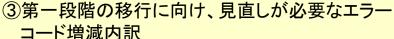


エラーコード数(増減数)	増加数	減少数
185コード(+69コード)	+83コード	- 14コード
156コード(+2コード)	+2コード	0コード
0コード(0コード)	0コード	0コード



④ 第一段階でのエラー移行対象コード数

移行時期	エラーコード数
第一段階(2018年11月)	149コード
第二段階	182コード
移行対象外エラーコード	10コード



第二段階に向けて再検討	移行対象外への変更
- 26コード	- 10⊐−ド
+26コード	0コード
0コード	+ 10⊐−ド

3. 「警告」から「エラー」への移行について(第一段階)

(2)第一段階のエラー移行対象コード

〇なお、第一段階でのエラー移行と同時にチェック要件の見直しを行ったエラーコードは以下のとおり。

No	エラーコード	エラーメッセージ	チェック要件の見直し内容
1		支付: 請水明細書の 終了年月日]か設定されている場合、「サードフセルケ日」は同日または30日以内の年日の必要がおります。	療養介護、施設入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所支援及び医療型障害児入所支援において、サービス提供年月の2ヶ月以内のチェックから30日以内のチェックに変更。
2	I = I () /	受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日 が設定されています	短期入所のサービス開始日等・終了年月日チェックについて、「開始年月日」と「終了年月日」が同日の場合は正常とするようにチェック要件を見直し、エラーコードに
3		受付:請求明細書の「終了年月日」に「開始年月日」より前の年月 日が設定されています	EL95を追加。 併せて、同様のチェックを行っている訪問系サービス、通所系サービスについて、エ ラーコードをEL07からEL95へ見直し。

4. 「警告」から「エラー」への移行について(第二段階)

4. 「警告」から「エラー」への移行について(第二段階)

(1)第二段階の移行対象エラーコード数

〇第一段階の移行対象エラーコードを整理した際のエラーコード182コード(A+B)に加え、「チェック要件等の見直し」、「新たなチェックの追加」及び平成30年度制度改正・報酬改定への対応で新規追加したエラーコード、また、2017年度時点では整理対象外としていたエラーコード等を含めて検討を行った結果を以下に示す。

(対象のエラーコードは「参考資料No2-2」「警告」から「エラー」への移行に向けた検討対象エラーコード」を参照。)

①移行対象エラーコード検討時点(2018年11月時点)

	エラーコード分類	エラーコード数
Α	第二段階移行予定エラーコード	154コード
В	第一段階移行延伸エラーコード	28コード
C	2018年度新規追加エラーコード	195コード
D	2017年度時点整理対象外エラー コード(※1)	108コード
Е	2019年4月新規追加エラーコード	33⊐ード
F	その他(※2)	14コード
	合 計	532コード

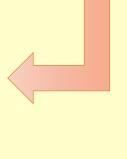
②移行対象の見直しによる移行対象コード数の変化

	エラーコード分類	第二段階	移行対象外	第三段階
Α	第二段階移行予定エラーコード	22コード	49コード	83コード
В	第一段階移行延伸エラーコード	1コード	0コード	27コード
С	2018年度新規追加エラーコード	62コード	57コード	76コード
D	2017年度時点整理対象外エラーコード(※1)	20コード	78コード	10コード
Е	2019年4月新規追加エラーコード	24コード	5コード	4コード
F	その他(※2)	1コード	4コード	9コード
	合 計	130コード	193コード	209コード

- ※1 2017年度時点でエラー移行の整理対象外としたコード数(2015年度時点で全国発生件数が0件)。
- ※2 A~Eの分類に該当しないコード(2016年度研究会報告書において移行対象外(警告)と整理していたが、再整理の結果検討対象としたコード等)。

③第二段階でのエラー移行対象コード数

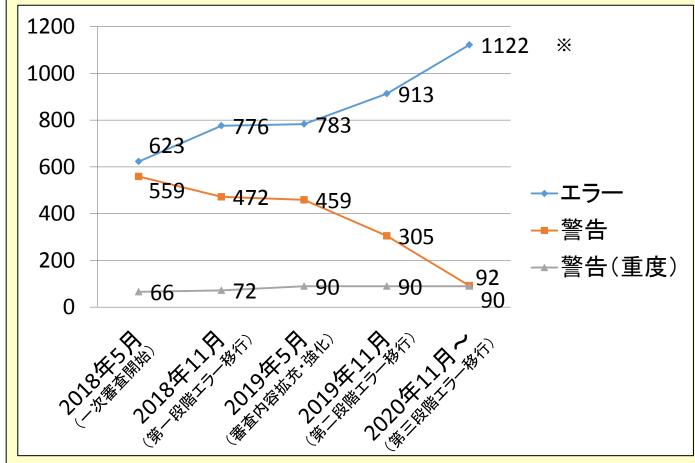
移行時期	エラーコード数
第二段階(2019年11月)	130コード
移行対象外エラーコード	193コード
第三段階 (2020年11月以降予定)	209コード



4. 「警告」から「エラー」への移行について(第二段階)

(2)エラーコード数の推移(見込み)

- 〇平成30年度制度改正・報酬改定対応、新たなチェックの追加及び第一段階・第二段階エラー移行等を踏まえたエラーコード数の増減推移を以下に示す。(一次審査で発生するエラーコードを対象)
- ○なお、あくまで現時点のエラーコード数を基にした増減推移であり、今後の審査機能の強化や制度改正・報酬改定の対応 により変動がある。



※ 第三段階にてエラーへの移行を検討とする209コードをすべてエラーに計上。



(1)今年度の検討内容

- 〇今年後の研究会において、平成30年度制度改正・報酬改定等の対応については、下表の事項に対して段階的に審査内容を拡充・強化していくこととされた。
 - 2018年11月及び2019年5月審査に向け、下表の内容について検討を行った。

No	概要	内容	対応予定時期		
1	実績記録票に対する算定上限回 数チェックの拡充	制度改正・報酬改定等により実績記録票に追加された加算等の項目について、算定上限回数の超過チェックを拡充する。	2019年 4月予定		
2	実績記録票に対するサービス提供量チェックの見直し	実績記録票に対するサービス提供量チェックについて、体験利用支援加算を算定した場合を 考慮したチェック要件に見直しを行う。	2019年 4月予定		
3	計画相談支援給付費等にかかる 計画相談支援給付費等について、基本報酬、加算の併給チェックを追加する。 基本報酬、加算の併給チェックの 拡充				
4	請求明細書と実績記録票の比較 チェックの拡充(基本報酬、加算)	制度改正・報酬改定等により追加された支給決定、実績記録票の加算欄に関する、実績記録票と請求明細書の回数チェック(基本報酬、加算)を追加する。	2018年 10月済		
5	請求明細書に対する回数(基本報酬と加算)チェックの拡充	制度改正・報酬改定等により類型、区分が追加された報酬に関する「基本報酬と加算」、「加算と加算」の回数チェックを追加する。 ※短期入所及び共同生活援助サービスに対してチェックを追加 (制度改正・報酬改定等により類型、区分が追加された報酬に対する他サービスのチェックは対応済)	2018年 10月済		
6	その他の対応	審査支払事務の見直し対応に伴い追加・変更したチェックに対する、チェック要件及びメッセージの再見直し等を行う。	2018年 10月一部対応済 2019年 4月追加対応予定		

<参考>2018年5月審査からのチェック内容

〇平成30年度制度改正・報酬改定への対応として、2018年5月の一次審査より実施しているチェック内容を以下に示す。

分類	チェック内容
受付審査 •資格審査	 ■サービス提供実績記録票 ・ インタフェース全項目に対する項目属性チェック(数値・日付・全角・コード値) ・ 制度改正・報酬改定により追加された支給決定に関する正当性チェック ・ 基本情報内、または明細情報内の整合性チェック及び基本情報と明細情報の整合性チェック ・ 新サービスで追加となったサービス提供実績記録票様式に関する形式チェック(必須・重複・妥当性)及び台帳情報(市町村台帳・事業所台帳・受給者台帳)の有効性チェック
	 ■請求明細書 ・制度改正・報酬改定による算定要件の変更等に際し、現在実施している以下のチェックについて、チェック条件を見直し ⇒サービス種類コードチェック、サービス開始日等・開始年月日チェック、サービス開始日等・終了年月日チェック、サービス 開始日等・利用日数チェック、サービスコードチェック、回数チェック、回数チェック(基本報酬と加算)、回数チェック(加算と加算)、単位数チェック、決定サービスコードチェック、事業所台帳・受給者台帳との算定要件チェック、サービス提供量チェック、契約支給量チェック、受給者証番号チェック、数値整合性チェック ※回数チェック(基本報酬と加算)及び回数チェック(加算と加算)については、短期入所及び共同生活援助以外
	■計画相談支援給付費請求書/計画相談支援給付費明細書(障害児相談支援給付費請求書/障害児相談支援給付費明細書) ・新規追加となった明細書について、請求明細書と同等のチェックを実施 具体的な観点は以下のとおり 1. インタフェース全項目に対する項目属性チェック(数値・日付・全角・コード値) 2. 形式チェック(必須・重複・妥当性)及び台帳情報(市町村台帳・事業所台帳・受給者台帳)の有効性チェック 3. 請求書と明細書の整合性チェック(回数や単位数等) 4. 事業所台帳・受給者台帳との算定要件チェック
支給量審査	 制度改正・報酬改定により追加された支給決定に関するサービス提供量と決定支給量の比較チェック 契約内容の必須化に伴う、該当サービスでの請求明細書のサービス提供量と契約支給量の比較チェック 新たに追加されたサービスの請求明細書に対するサービス提供実績記録票の存在チェック 算定要件が変更された基本報酬、加算に関する実績記録票と請求明細書の回数チェック(※) 算定要件が変更された基本報酬、加算に関する同一日、同一利用時間帯の重複サービス利用チェック(※) ※現在実施しているチェックについて、見直しを行わないとエラーになってしまうもの

No1 実績記録票に対する算定上限回数チェックの拡充

(1)追加内容

○ 受付審査における実績記録票に対するチェックについて、チェック内容を追加する。

No	分類	チェック概要	対象加算	対象エラーコード
	基本情報単体でのチェック	入所中における加算の回数の合計が、算定上限回	自立生活支援加算	PW23
1		数(2回)を超えていないことをチェックする。 (入所中2回、退所後1回を上限)	地域移行加算	PW26
	基本情報と単位数表マスタの	加算の回数の合計が、単位数表マスタの「算定回数	緊急時対応加算	EF38、PW01
	突合チェック	制限」を超えていないことをチェックする。 	初回加算	EF30、PU80
			福祉専門職員等連携加算	EF39、PW02
2			行動障害支援連携加算	EF40、PW04
			行動障害支援指導連携加算	EF41、PW05
			事業所内相談支援加算	EF43、PW37
			家庭連携加算	EE85、PS90
3	明細情報と単位数表マスタの	明細数の合計が、単位数表マスタの「算定回数制	体験利用支援加算I	EF44、PW07
	突合チェック	限」を超えていないことをチェックする。 	体験利用支援加算Ⅱ	EF45、PW08

①基本情報単体でのチェック

〇入所中における加算の回数の合計が、算定上限回数(2回)を超えていないことをチェックする。 (入所中2回、退所後1回を上限)

例. 自立生活支援加算を入居中に3回算定している場合(PW23)

【共同生活援助サービス提供実績記録票情報(基本情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	合計 自立生活支援加算(回)	
2019.4	991111	9920011111	990000001	1801	3	
			-		†	

算定上限回数(2回)を 超過

【対象エラーコード】

Ma	エラー	- ・ ・ エラーメッセージ		变更区分
INO	コード		新規	変更
1	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています	0	
2	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています	0	

②基本情報と単位数表マスタの突合チェック

○加算の回数の合計が、単位数表マスタの「算定回数制限」を超えていないことをチェックする。

例. 緊急時対応加算の回数の合計が算定回数制限を超えている場合(PW01)

【居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)】

サービス提供	共年月 市	町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	合計2 緊急時対応加	算(回)		
2019.4		991111	9910011111	990000001	0101	3			
								_	
【単位数表	マスタ】								
サービス 種類コード	サービス 項目コード	サービス 内容略称	適用開始年月日	ョ 適用終了年月	月日 支給決定コー	-ド 算定回数制限			
11	6025	居介緊急時 対応加算	20180401	_	111000	002		算定回	数制限(2回)を
		7,1,0,32,71	<u>'</u>	<u>'</u>	<u>'</u>	1			超過

【対象エラーコード】

Na	No エラーコード	エラーメッセージ		变更区分
INO			新規	変更
1	EF38	受付:緊急時対応加算に該当する単位数表が存在していません	0	
2	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています	0	
3	EF30	受付:初回加算に該当する単位数表が存在していません	0	
4	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています	0	
5	EF39	受付:福祉専門職員等連携加算に該当する単位数表が存在していません	0	_

No	エラー	エラーメッセージ	新規/変	变更区分				
INO	コード							
6	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	0					
7	EF40	受付:行動障害支援連携加算に該当する単位数表が存在していません	0					
8	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	0					
9	EF41	受付:行動障害支援指導連携加算に該当する単位数表が存在していません	0					
10	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	0					
11	EF43	受付:事業所内相談支援加算に該当する単位数表が存在していません	0					
12	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています	0					
13	EE85	★受付:家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません		O ※1				
14	PS90	 受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています 		O ※1				

^{※1} 保育所等訪問支援において、家庭連携加算の算定回数制限チェックを追加。

③明細情報と単位数表マスタの突合チェック

〇明細数の合計が、単位数表マスタの「算定回数制限」を超えていないことをチェックする。

例. 体験利用支援加算が「1」の明細数の合計が算定回数制限を超えている場合(PW07)

【生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)】

サービス提供年月	事業所番号	受給者証番号	日付	体験利用支援加算	•••
2019.4	9910011111	990000001	01	1(体験利用 I)	
2019.4	9910011111	990000001	02	1(体験利用 I)	
2019.4	9910011111	990000001	03	1(体験利用 I)	
2019.4	9910011111	990000001	04	1(体験利用 I)	
2019.4	9910011111	990000001	05	1(体験利用 I)	
2019.4	9910011111	990000001	06	1(体験利用 I)	

【単位数表マスタ】

		サービス 項目コード		適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定コード	算定回数制限	
	22	7590	生介体験利用 加算 I	20180401	1	221000	005	
_					-	-		

算定回数制限5回を超過

【対象エラーコード】

NI-	エラー	:ラー エラーメッセージ		新規/変更区分		
INO	コード	エラーブッセージ	新規	変更		
1	EF44	受付:体験利用支援加算 I に該当する単位数表が存在していません	0			
2	PW07	★受付:体験利用支援加算 I が算定可能回数を超えています	0			
3	EF45	受付:体験利用支援加算Ⅱに該当する単位数表が存在していません	0			
4	PW08	★受付:体験利用支援加算 II が算定可能回数を超えています	0			

No2 実績記録票に対するサービス提供量チェックの見直し

(1)追加内容

○資格審査におけるサービス提供実績記録票のサービス実績量のチェックについて、チェック内容を変更する。

N	No.	分類	チェック概要	対象エラーコード
(1)	決定支給量以下であることの チェック	明細情報で「体験利用支援加算」の項目に「1」または「2」が設定されている明細を サービス実績量を算出するための対象から除く。	EG38

- ①決定支給量以下であることのチェック
- 〇明細情報で「体験利用支援加算」の項目に「1」または「2」が設定されている明細をサービス実績量を算出するための対象から除く。
- 例. 実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています(EG38)

【生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)】

サービス 提供年月	日付	サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	訪問支援特別加算 (算定時間数)	体験利用支援加算			
2019.4	1	欠席	_	_	_	_			
2019.4	2	_	9:00	11:00	_	_		}	<見直し後>
2019.4	3	_	-	-	-	1			へ兄直し後 / サービス実績:1日
2019.4	4	_	_	_	_	1			
2019.4	5	_	_	_	-	1	•••		
2019.4	6	_	_	_	_	1	•••	,	∠□ = 1 * × ×
2019.4	7	_	ı	ı	-	1			<見直し前> サービス実績:9日
2019.4	8	_	ı	-	_	2			
2019.4	9	_	_	-	-	2	•••		
2019.4	10	-	_	-	_	2			

【対象エラーコード】

No 1	エラー	エラーメッセージ	新規/3	变更区分		
	INO	<u> </u>	エノーテクセーク	新規	変更	
	1	EG38	※資格:実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています		0	*

※第三段階でのエラー移行に向けた検討対象コード

No3 計画相談支援給付費等にかかる基本報酬、加算の併給チェックの拡充

(1)追加内容

〇「計画相談支援給付費請求書」及び「障害児相談支援給付費請求書」に対して、受付審査、資格審査で以下のチェックを追加した。

No	分類	チェック概要	対象エラー コード数	対象エラーコード
1	サービスコードの併給チェック	同月に同時に算定できない加算の組み合わせがないかチェックする。	4	EF48,EF49,EF51,EF52
2	サービスコードの回数チェック (基本報酬と加算)	加算が算定されている場合、当該加算の算定に必要な基本報酬が算定されている かチェックする。	12	EF42,EF50,EF53,EF54, EF55,EF57,EF58,EF60, EQ24,EQ47,EQ48,EQ49
3	初回加算の算定チェック	初回加算を算定する場合、サービス提供年月が決定支給期間(開始年月日)の年月 と同月であるかチェックする。	2	EG96,EH01

①サービスコードの併給チェック

〇同月に同時に算定できない加算の組み合わせがないかチェックする。

例. 初回加算と退院・退所加算を同月に算定している場合(EF48)

【計画相談支援給付費請求書情報(サービス情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	•••
2018.10	991111	9930011111	990000001	526020 (計画相談初回 加算)	
2018.10	991111	9930011111	990000001	526820 (計画相談退院 退所加算)	

初回加算と退院・退所加算を 同月に算定

【対象エラーコード】

N	エラー	; エラーメッセージ			
INC	NO コード	1) Pye 2	新規	変更	
1	EF48	★受付:初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません	0		
2	EF49	★受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません	0		
3	EF51	★受付:入院時情報連携加算 I と入院時情報連携加算 II は同月に算定できません	0		
4	EF52	★受付:特定事業所加算 I 、特定事業所加算 II 、特定事業所加算 II 、特定事業所加算 IV は同月に算定できません	0		

②サービスコードの回数チェック(基本報酬と加算)

〇加算が算定されている場合、当該加算の算定に必要な基本報酬が算定されているかチェックする。

例. 初回加算算定時にサービス利用支援費があわせて算定されていない場合(EF53)

【計画相談支援給付費請求書情報(サービス情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	•••		
2018.10	991111	9930011111	990000001	526020 (計画相談初回 加算)		}	サービス利用支援費が算定 されていない

【対象エラーコード】

No	エラー	エラーメッセージ	新規/逐	变更区分
INO	_ 	エノーブッセージ	新規	変更
1	EF42	★受付:継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません	0	
2	EF50	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療·保育·教育機関等連携加算は算定できません	0	
3	EF53	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません	0	
4	EF54	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院·退所加算は算定できません	0	
5	EF55	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、退院·退所加算は算定できません	0	
6	EF57	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、医療·保育·教育機関等連携加算は算定できません	0	
7	EF58	★受付:継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません	0	
8	EF60	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません	0	
9	EQ24	★受付:特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	0	
10	EQ47	★受付:行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	0	
11	EQ48	★受付:要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	0	
12	EQ49	★受付:精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	0	

③初回加算の算定チェック

〇初回加算を算定する場合、サービス提供年月が決定支給期間(開始年月日)の年月と同月であるかチェックする。

例. 初回加算算定時、サービス提供年月が決定支給期間(開始年月日)の年月と不一致の場合(EH01)

【計画相談支援給付費請求書情報(サービス情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	•••
2018.11	991111	9930011111	990000001	526020 (計画相談初回 加算)	

【受給者台帳(支給決定情報)】

市町村番号	受給者証番号	決定サービス コード	異動年月日	異動区分	決定支給期間 (開始年月日)		
991111	9900000001	521000	2018.04.01	1:新規	2018.4.01	2019.09.30	
					A		

【対象エラーコード】

	エラー	エラーメッセージ	新規/3	变更区分				
NO	コード	エラーメッセーシ						
1	EG96	※資格:初回加算が障害児支援受給者台帳の決定支給期間の「開始年月」以外で算定されています		0				
2	EH01	※資格:初回加算が受給者台帳の決定支給期間の「開始年月」以外で算定されています	0					

サービス提供年月が決定支給期間(開始年月日)の年月と不一致

No4 請求明細書と実績記録票の比較チェックの拡充(基本報酬、加算)

(1)追加内容

○制度改正・報酬改定等により追加された報酬に対して、以下のチェックを追加した。

No	分類	チェック概要	対象エラーコー ド数	対象エラーコード
1	請求明細書とサービス提供実績 記録票の比較チェック	請求明細書で算定されている基本報酬・加算とサービス提供実績記録票で提供されている基本報酬・加算に係るサービスの整合性を チェックする。	43	PP03,PP10,PP91,PP92,PP93, PQ38,PQ39,PQ40,PQ41,PQ42, PQ43,PQ44,PQ45,PQ46,PQ47,PQ 48,PQ49,PQ50,PQ51,PQ52,PQ53, PQ54,PQ55,PQ56,PQ57,PQ58,PQ 60,PQ61,PQ62,PQ63,PQ64,PQ65, PQ66,PQ67,PQ68,PQ69,PQ70,PQ 71,PQ72,PQ73,PQ74,PQ77,PQ78

- ①請求明細書とサービス提供実績記録票の比較チェック
- 〇請求明細書で算定されている基本報酬・加算とサービス提供実績記録票で提供されている基本報酬・加算に係るサービス の整合性をチェックする。
- 例.請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計がサービス提供実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えている場合 (PQ38)

【居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)】

※第三段階でのエラー移行に向けた検討対象コード

	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	緊		i i i i z i 応加算(回)				
	2018.10	991111	9910011111	9900000001	0101	1						
	【介護給付費等明	月細書情報(明	細情報)】					<u> </u>				
	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数	•••					
	2018.10	991111	9910011111	9900000001	116025 (居介緊急時 対応加算)	2				回数が	不一致	٦
【対象エラーコード】												

エラー		ラー エラーメッセージ		变更区分		
No コード	<u>Т</u> 	エノーテッセージ	新規	変更		
1	PP03	※支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計と一致していません		0	×	
2	PP10	※支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」と一致していません		0	*	
3	PP91	支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています				
4	PP92	支給量:就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています		0		
5	PP93	支給量:就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています		0		
6	PQ38	★支給量:請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています	0			

	エラー		新規/逐	变更区分
No	コード	エラーメッセージ	新規	変更
7	PQ39	★支給量:請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています	0	
8	PQ40	★支給量:請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています	0	
9	PQ41	★支給量:請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています	0	
10	PQ42	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算 I (短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算 I の算定回数を超えています	0	
11	PQ43	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算 II (短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算 II の算定回数を超えています	0	
12	PQ44	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算IV(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算IVの算定回数を超えています	0	
13	PQ45	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算 V (短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算 V の算定回数を超えています	0	
14	PQ46	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算VI(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算VIの算定回数を超えています	0	
15	PQ47	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算 I (共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算 I の算定回数を超えています	0	
16	PQ48	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算 II (共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算 II の算定回数を超 えています	0	
17	PQ49	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算IV(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算IVの算定回数を超 えています	0	
18	PQ50	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算 I の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算 I の算定回数を超えています	0	
19	PQ51	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています	0	
20	PQ52	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算IVの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算IVの算定回数を超えています	0	
21	PQ53	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算 V の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算 V の算定回数を超えています	0	
22	PQ54	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算VIの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算VIの算定回数を超えています	0	
23	PQ55	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅷの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅷの算定回数を超えています	0	

No	エラー	エラーメッセー ジ	新規/3	变更区分		
INO	コード	F The second sec				
24	PQ56	★支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育·教育等移行支援加算·移行後算定日(年月日)」の年月と一致していません	0			
25	PQ57	★支給量:請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています	0			
26	PQ58	★支給量:請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています	0			
27	PQ60	★支給量:請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています	0			
28	PQ61	※支給量:請求明細書の体験利用支援加算 I の「回数」の合計が実績記録票の体験利用支援加算 I の算定回数を超えています	0			
29	PQ62	★支給量:請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています	0			
30	PQ63	★支給量:請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています	0			
31	PQ64	★支給量:請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています	0			
32	PQ65	▲支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」の年月と一致していません	0			
33	PQ66	※支給量:請求明細書の体験利用支援加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の体験利用支援加算Ⅱの算定回数を超えています	0			
34	PQ67	★支給量:請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています	0			
35	PQ68	★支給量:請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています	0			
36	PQ69	▲支給量:請求明細書の基本報酬(住居外利用)の「回数」の合計が実績記録票の「住居外利用(日)」未満です	0			
37	PQ70	★支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上であることが必要です	0			
38	PQ71	▲支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「初期加算・利用開始日(年月日)」の年月と一致していません	0			
39	PQ72	★支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上であることが必要です	0			
40	PQ73	★支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です	0			
41	PQ74	★支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上であることが必要です	0			
42	PQ77	★支給量:請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています	0			
43	PQ78	★支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています	0			

※第三段階でのエラー移行に向けた検討対象コード

No5 請求明細書に対する回数(基本報酬と加算)チェックの拡充

(1)追加内容

〇制度改正・報酬改定等により、類型、区分が追加された報酬に対して、以下のチェックを追加した。

No	分類	チェック概要	対象エラーコー ド数	対象エラーコード
1	回数チェック(基本報酬と加算)	加算(算定に基本報酬が必要)の算定回数の合計が、基本報酬の 算定回数の合計以下であることをチェックする。	11	EK49,EK50,EK51,EK53, EK54,EK56,EK62,EK64, EK65,EK66,EK68
2	回数チェック(加算と加算)	加算(算定に他の加算が必要)の算定回数の合計が、算定に必要な加算の算定回数の合計以下であることをチェックする。	6	EQ21,EQ22,EQ23,EQ43, EQ44,EQ45

①回数チェック(基本報酬と加算)

〇加算(算定に基本報酬が必要)の算定回数の合計が、基本報酬の算定回数の合計以下であることをチェックする。

例. 重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えている場合(EK49)

【介護給付費等明細書情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数	•••	
2018.10	991111	9910011111	9900000001	241111 (福祉短期入所 I 6)	5	↓ :	重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回
2018.10	991111	9910011111	9900000001	245690 (短期重度障害者 支援加算)	6	 	数」の合計を超えている

【対象エラーコード】

Ma	エラー	エラーメッセージ							
No	<u>'</u>	エフーメッセーン							
1	EK49	受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					
2	EK50	受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					
3	EK51	受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					
4	EK53	受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					
5	EK54	受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					
6	EK56	受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					
7	EK62	受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					
8	EK64	受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0					

No	エラー		新規/逐	变更区分			
INO	コード	エラーメッセージ					
9	EK65	受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0			
10	EK66	受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0			
11	EK68	受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています		0			

②回数チェック(加算と加算)

- 〇加算(算定に他の加算が必要)の算定回数の合計が、算定に必要な加算の算定回数の合計以下であることをチェックする。
- 例. 体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えている場合(EQ43)

【介護給付費等明細書情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数	•••	
2018.10	991111	9910011111	9900000001	227590 (生介体験利用加算 I)	8	+	体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の 「回数」の合計が体験利用支
2018.10	991111	9910011111	9900000001	227600 (生介体験利用加算 (地域生活拠点))	10	:::	援加算の「回数」の合計を超えている

【対象エラーコード】

Ma	エラー	ラー エラーメッセージ				
INO	コード	エノーテッセーシ	新規	変更		
1	EQ21	★受付:送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています	0			
2	EQ22	★受付:保育職員加配加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています	0			
3	EQ23	★受付:心理担当職員配置加算(公認心理師の場合)の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています	0			
4	EQ43	★受付:体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています	0			
5	EQ44	★受付:体験利用加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています	0			
6	EQ45	★受付:体験宿泊加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています	0			

No6 その他の対応(2018年10月対応分)

(1)主な追加内容

○審査支払事務の見直し等に伴うチェック要件の変更として、以下のチェックの追加・変更を行った。

【障害福祉サービスにおけるチェック内容】

No	審査区分	チェック概要
1	受付審査	大規模住居等減算区分の算定要件チェックについて、事業所台帳の施設等の区分に応じて利用定員数のチェックを細分化するよう見直す。
2	文的番鱼	施設等の区分の算定要件チェックについて、短期入所をチェック対象に追加する。
3	資格審査	サービス提供量チェックについて、重度障害者等包括支援の場合、決定支給量を超えた場合のエラーコードをEG97からEG27へ見直す。
4	具怕街且	サービス提供量チェックについて、他の加算を算定していることが要件となる加算のサービス提供量の算出方法を見直す。
5		サービス提供量と決定支給量の比較チェック(通常のサービス提供量チェック)について、重度障害者等包括支援の場合、サービス提供年月が2018年10月以降、チェック対象に含めるように見直す。
6	支給量審査	サービス提供量と決定支給量の比較チェック(原則日数の総和チェック)について、サービス提供年月が2018年10月以降、利用日数特例の対象サービスのみをチェック対象とするように見直す。
7		複数事業所を利用した場合等における同一日・同一時間帯の重複サービス利用チェックについて、支払済みのサービス提供実績記録票を比較対象に追加しチェックするように見直す。

【障害児支援におけるチェック内容】

No	審査区分	チェック概要
1		契約終了年月日の数値整合性チェックについて、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合、サービス提供年月が契約終了年月日の30日目の年月以内であることをチェックするように見直す。
2	受付審査	特別支援加算の算定要件チェックについて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合、障害児施設台帳の児童指導員等加配加算の有無等の設定値と整合性があることをチェックする。
3		医療連携体制加算、または関係機関連携加算を算定する場合、障害児施設台帳との整合性があることをチェックする。
4	1 女经雷米谷	複数事業所を利用した場合等における同一日・同一時間帯の重複サービス利用チェックについて、支払済みのサービス提供実績記録票を比較対象に追加しチェックするように見直す。

No6 その他の対応(2019年4月対応分)

(1)主な追加内容

○審査支払事務の見直し等に伴うチェック要件の変更として、以下のチェックの追加・変更を行う。

【障害福祉サービスにおけるチェック内容】

No	チェック概要	対象エラーコード	審査区分
	平成30年4月制度改正・報酬改定に伴う実績記録票の明細内の項目に関する以下の相関チェックを追加する。		
	(i)居宅介護において、緊急時対応加算を算定する場合、サービス内容が「居宅介護身体介護決定」または「居宅介護通院介助 (身体介護伴う)決定」であること	(i)PW27	
	(ii)重度包括支援において、低所得者利用加算及び送迎加算を算定する場合、サービス内容が「短期入所」であること	(ii)PW06、 PW09、	
	(iii)生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援において、体験利用支援加算を算定する場合、	PW10	
_	同日に基本報酬、または他の加算が算定されていないこと	(iii)PW11	
1	(iv)施設入所支援及び宿泊型自立訓練において、地域移行加算を算定する場合、日付が退所日以前であること	(iv)EL88	
	(v)施設入所支援において、体験宿泊支援加算を算定する場合、サービス提供の状況が「外泊」、「入院→外泊」または「外泊→入院」であること、また、外泊の初日及び最終日ではないこと(但し、月初日・月末日は正常とする)	(v) PW24	
	│ │ (vi)共同生活援助(様式18-1)において、自立生活支援加算を算定する場合、日付が退居日以前であること	(vi) EL89	受付審査
	(vii)共同生活援助(様式18-1)において、住居外利用の場合、事業所台帳(サービス情報)の施設等の区分が「日中サービス支援型」であること	(vii)PW19 (viii)PW18	
	(viii)共同生活援助(様式18-2)において、利用人数に1人以上が設定されていること		
2	居宅介護における通院等乗降介助については、空き時間が2時間未満の場合でも正常(一連のサービスとしてみなさない)となるよう、 チェック条件を見直す。	PU46	
3	地方公共団体が設置する施設の場合の報酬について、「国立施設」を対象外とするようにチェック条件を見直す。	PC06	
(4)	 居宅介護において、「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」を同一時間帯で重複して請求 していた場合をチェックするよう、重複サービス利用チェックのチェック条件を見直す。	PU51	
4	ではいた場合をデェックするよう、重複サービス利用デェックのデェック条件を見直す。 ※参考 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A(平成30年5月28日) No26	PP97	支給量審査

【対象エラーコード】

No	エラー	ナニーメッセージ	新規/劉	变更区分	
NO	コード	エラーメッセージ	新規	変更	
1	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)であることが必要です	0		
2	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません	0		
3	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません	0		
4	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません	0		
5	PW11	※受付:体験利用支援加算が算定されている日に基本報酬、または他の加算が算定されています	0];
6	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です	0		
7	PW24	※受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「外泊」、「入院→外泊」及び「外泊→入院」以外の場合、「体験宿泊支援加算」は算定 できません	0		}
8	EL89	★受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です	0		
9	PW19	※受付:事業所台帳の「施設等の区分」が「日中サービス支援型」以外のため、住居外利用は算定できません	0		;
10	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません	0		
11	PU46	▲受付:サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です		0	1
12	PC06	※受付:事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です		0	;
13	PU51	★受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています		0	
14	PP97	▲支給量:居宅介護サービスの実績記録票の「サービス内容」に対し、他事業所で同一サービス提供時間で重複できないサービスが 算定されています		0	

[※]第三段階でのエラー移行に向けた検討対象コード

- ①平成30年4月制度改正・報酬改定に伴う実績記録票の明細内の項目に関する相関チェック
- 例.(i)居宅介護において、緊急時対応加算を算定する場合、サービス内容が「居宅介護身体介護決定」または「居宅介護 通院介助(身体介護伴う)決定」でない場合(PW27)

【居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)】

サービス 提供年月	提供通番	日付	サービス内容	開始時間	終了時間	緊急時対応加算	
2019.4	1	1	112000 (居宅介護家事援助決定)	12:00	13:00	1	.
2019.4	2	2	114000 (居宅介護通院介助 (身体介護伴わない)決定)	12:00	13:00	1	
2019.4	3	3	115000 (居宅介護通院等乗降介助決定)	12:00	13:00	1	

緊急時対応加算が 算定できないサービ ス内容のためエラー

- ②居宅介護における通院等乗降介助については、空き時間が2時間未満の場合でも正常(一連のサービスとしてみなさない)となるよう、チェック条件を見直す。※1
- 例. 居宅介護における通院等乗降介助について、空き時間が2時間未満の場合(PU46)

【居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)】

サービ <i>:</i> 提供年 <i>:</i>	提供通番	日付	サービス内容	開始時間	終了時間	
2019.4	1	1	115000 (居宅介護通院等乗降介助決定)	12:00	13:00	
2019.4	2	1	115000 (居宅介護通院等乗降介助決定)	14:00	15:00	

※1 サービス提供年月が2018年4月分からチェックを適用する。

<見直し前> サービスの空き時間が2時 間未満のためエラー

<見直し後> サービスの空き時間が2時 間未満の場合も正常

③地方公共団体が設置する施設の場合の報酬については、事業所台帳の「法人等種別」を使用したチェックを行っているが、「法人等種別」の設定値については統一した考え方が示されていないこと、また、今後「指定管理者制度適用区分」を使用したチェック要件の見直しを行う予定としており、指定管理者制度は地方公共団体設置の事業所に対して適用される制度となっていることから、「国立施設」を対象外とするようチェック条件を見直す。

例. 事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」で、地方公共団体設置の場合の報酬でない場合(PC06)

【事業所台帳(基本情報)】

	異動年月日	異動区分	事業所番号	法人等種	別コード	• • •			<見直し前>
	2019.04.01	1:新規	9910011111	14:国3	立施設				▼元直し前 / エラー
[介護給付費等明	月細書情報(明	細情報)】						<見直し後> 「国立施設」の場合は正常
	サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス	コード	回数	•••	「エールりも色の汁」 体経回し パ
	2019.4	991111	9910011111	9900000001	2221 1 (生活介記	· -	10		【チェック対象の法人等種別コード】 10:地方公共団体(都道府県) 11:地方公共団体(市町村) 12:地方公共団体(広域連合・一部事務組
			合等) 14:国立施設 ⇒ チェック対象外						

〇また、チェックの見直しに伴い、以下のとおりエラーメッセージを見直す。

No	エラーコード		メッセージ(<u>下線 : 見直し箇所</u>)
1	PC06	見直し前	※受付:事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」 <u>及び「国立施設」</u> のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が 必要です
		見直し後	※受付:事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です

- ④居宅介護において、「イ居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ家事援助が中心である場合」を同一時間帯で重複して請求していた場合をチェックするよう、重複サービス利用チェックのチェック条件を見直す。
- 例. 「居宅介護身体介護決定」と「居宅介護家事援助決定」が同一時間帯で重複している場合(PU51) ※同一受給者における別事業所との重複チェックについては支給量審査で実施(PP97)

【居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)】

サービス 提供年月			サービス内容	開始時間	終了時間	•••
2019.4			111000 (居宅介護身体介護決定)	12:00	13:00	←
2019.4	2	1	112000 (居宅介護家事援助決定)	12:30	14:00	

<見直し前> 時間が重複しているが正常

<見直し後> 時間が重複しているためエラー

【障害児支援におけるチェック内容】

N	チェック概要	対象エラーコード	審査区分
	平成30年4月制度改正・報酬改定に伴う実績記録票の明細内の項目に関する以下の相関チェックを追加する。		
	(i)児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、保育・教育等移行支援加算の移行日が設定されている場合、サービス提供年月以前の日付であること	(i)EL94	
(1	(ii)児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、保育・教育等移行支援加算の移行後算定日が 設定されている場合、以下であること。 (ii)-1 移行日が設定されていること (ii)-2 移行日より未来日となっていること (ii)-3 移行日と同日でないこと (ii)-4 移行日を含み30日以内の日付であること	(ii)-1 EL90 (ii)-2 EL91 (ii)-3 EL92 (ii)-4 EL93 (iii)EL88	受付審査
	(iii)障害児入所支援、医療型障害児入所支援において、地域移行加算を算定する場合、日付が退所日以前であること		
2	地方公共団体が設置する施設の場合の報酬について、「国立施設」を対象外とするようにチェック条件を見直す。	PK02	
	児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、平成31年4月より適用される自己評価結果等未公表減算に関する台帳突合の チェックを追加する。	PK24	

【対象エラーコード】

No	エラー	エラーメッセージ		
INO	コード	エノーアクセージ	新規	変更
1	EL94	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています	0	
2	EL90	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です	0	
3	EL91	★受付:実績記録票の「保育·教育等移行支援加算·移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています	0	
4	EL92	▲受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」と「移行日(年月日)」に同日が設定されています	0	
5	EL93	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています	0	
6	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です	0	
7	PK02	※受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体設置施設の場合の報酬の請求が必要です		0
8	PK24	※受付:障害児施設台帳の「自己評価結果等未公表減算の有無」が「有り」のため、自己評価結果等未公表減算の請求が必要です	0	

※第三段階でのエラー移行に向けた検討対象コード

①平成30年4月制度改正・報酬改定に伴う実績記録票の明細内の項目に関する相関チェック

例.(i)児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、保育・教育等移行支援加算の移行日が設定されている場合、サービス提供年月以前の日付であること(EL94)

【児童発達支援提供実績記録票情報(基本情報)】

サービス	ス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	保育·教育等移行支援加算 移行日(年月日)	•••
20)19.4	991111	9950011111	990000001	0301	2019.5.1	+

サービス提供年月以降の 年月のためエラー

②地方公共団体が設置する施設の場合の報酬については、事業所台帳の「法人等種別」を使用したチェックを行っているが、「法人等種別」の設定値については統一した考え方が示されていないこと、また、今後「指定管理者制度適用区分」を使用したチェック要件の見直しを行う予定としており、指定管理者制度は地方公共団体設置の事業所に対して適用される制度となっていることから、「国立施設」を対象外とするようチェック条件を見直す。

例. 障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」で、地方公共団体設置の場合の報酬でない場合(PK02)

【障害児施設台帳(基本情報)】

異動年月日	異動区分	事業所番号	法人等種	別コード	•••			<見直し前>
2019.04.01	1:新規	9950011111	14:国 <u>3</u>	立施設				へ見直し前 <i>ノ</i> エラー
【障害児給付費等	等明細書情報(明細情報)】						<見直し後> 「国立施設」の場合は正常
サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス:	コード	回数	•••	「エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2019.4	991111	9950011111	9900000001	61111 (児発 [・]	-	10		【チェック対象の法人等種別コード】 10:地方公共団体(都道府県) 11:地方公共団体(市町村) 12:地方公共団体(広域連合・一部事務組
	合等) 14:国立施設 ⇒ チェック対象外							

〇また、チェックの見直しに伴い、以下のとおりエラーメッセージを見直す。

No	エラーコード		メッセージ(<u>下線 : 見直し箇所</u>)
1	PK02	見直し前	※受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」 <u>または「国立施設」</u> のため、地方公共団体設置施設の場合の報酬の請求が 必要です
		見直し後	※受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体 <u>が</u> 設置 <u>する</u> 施設の場合の報酬の請求が必要です

- ③児童発達支援、放課後等デイサービスに関して平成31年4月より適用される自己評価結果等未公表減算に関する台帳突 合のチェックを追加する。
- 例. 障害児施設台帳の「自己評価結果等未公表減算の有無」が「有り」であるが、自己評価結果等未公表減算の請求がされていない場合(PK24)

【障害児施設台帳(サービス情報)】

	異動年月日	異動区分	事業所番号	サービス種類:	コード	自己評価約 未公表減算		•••		
	2019.04.01	1:新規	9950011111	61		2:有点	·J			
						1			_	
	章害児給付費等	等明細書情報(明細情報)】			L				自己評価結果等未公表減 算のかかった基本報酬でな
Ħ	一ビス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	-	サービスコード	回数			いためエラー
	2019.4	991111	9950011111	9900000001		611111 (児発1)	10			
									-	

(2)メッセージの見直しについて

〇以下のエラーコードについて、エラーメッセージの見直しを行う。

No	エラーコード		メッセージ(<u>下線 : 見直し箇所</u>)	見直し理由				
1	PB57	見直し前	表現の改善					
	見直し後 全 受付:福祉専門職員等連携加算を算定するサービス提供年月がサービス開始年月日から90日を超えています							
2	PJ25	5 見直し前 <mark>※</mark> 資格: <u>利用者負担上限額管理加算に係る受給者台帳の決定に該当する</u> 請求ではない、または請求明細書の 「管理結果」が不正です						
		見直し後	★資格: <u>受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の</u> 請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です					
3	EE49 見直し前 ※受付:「単位数」 <u>に</u> 市町村の定める地域生活支援 <u>単位数表と異なる値が設定されています</u>							
		見直し後	★受付:「単位数」 <u>が</u> 市町村の定める地域生活支援単位数 <u>を超えています</u>	表現に見直し				
4	PK18 見直し前 ▲受付:障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」が「専門職員」の <u>ため</u> 、特別支援加算 <u>は算定でき</u> <u>せん</u>			表現の改善				
		見直し後	▲受付:障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」が「専門職員」の場合に、特別支援加算が算定されています(但し保育士を除く)					
5	PK19	見直し前	▲受付:障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無」が「専門職員」の <u>ため</u> 、特別支援加算 <u>は算定で</u> <u>きません</u>	表現の改善				
		見直し後	▲受付:障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無」が「専門職員」の <u>場合に</u> 、特別支援加算 <u>が算定されています(但し保育士を除く)</u>					
6	PK20 見直し前 <mark>※</mark> 受付:障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「無し」以外の <u>ため</u> 、医療連携体制加算は算定できません		表現の改善					
		見直し後	▲受付:障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算が算定されています					
7	PK21	見直し前	※受付:障害児施設台帳の「看護職員加配加算(重度)の有無」が「無し」以外の <u>ため</u> 、医療連携体制加算は算定できません	表現の改善				
		見直し後	▲受付:障害児施設台帳の「看護職員加配加算(重度)の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算が算定されています。					

No	エラーコード		メッセージ(<u>下線: 見直し箇所</u>)				
8	PP41	見直し前	支給量:請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数を超えています	表現の改善			
		見直し後	支給量:請求明細書の入院・外泊時加算 <u>I、またはII</u> の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算 <u>I、また はII</u> の算定回数を超えています				